

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の25第 1 項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	公益財団法人大本育英会
【住所又は本店所在地】	岡山県岡山市北区内山下一丁目 1 番13号
【報告義務発生日】	平成25年 4 月 1 日
【提出日】	平成25年 8 月29日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	提出者の名称変更(財団法人大本育英会から公益財団法人大本育英会に名称変更)

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社大本組
証券コード	1793
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(公益財団法人)
氏名又は名称	公益財団法人大本育英会
住所又は本店所在地	岡山県岡山市北区内山下一丁目1番13号
旧氏名又は名称	財団法人大本育英会
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和37年1月11日
代表者氏名	黒住 宗晴
代表者役職	代表理事
事業内容	岡山県出身の学生で、心身健全、学力優秀かつ経済的に困窮する者に奨学金を支給し、将来社会に貢献し得る人材を育成する。

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	事務局員 團上 康生
電話番号	086-225-5131

(2) 【保有目的】

基本財産として長期保有し、事業目的達成のための財政上の基盤とする。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	5,094,144		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	5,094,144 P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		5,094,144
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年4月1日現在)	V	31,704,400
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		16.07
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		16.07

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

該当事項はありません。

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	無償譲受による取得
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	

【借入金の内訳】

該当事項はありません。

【借入先の名称等】

該当事項はありません。